

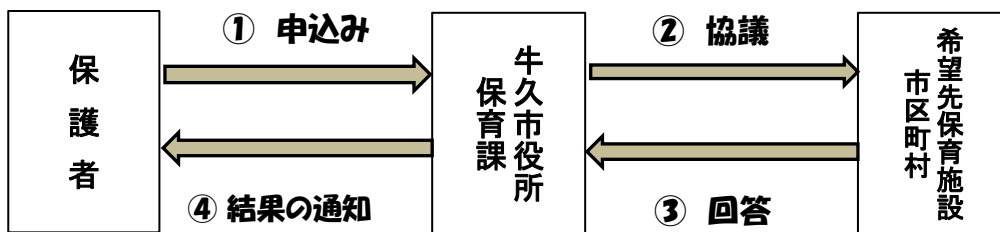
広域利用（転出・委託）

【牛久市民の方が、市外の保育施設を希望する場合】

牛久市を通しての申込みとなります。まず、希望する保育施設がある市区町村の担当課に、下記(1)～(4)について確認しましょう。

- (1) 広域入所(他市町村からの申込み)を受付けているか？
(広域入所を扱っていない市区町村もあります)
- (2) 他市区町村からの申込みを利用制限を設けているか？
(例えば、0・1歳児の他市区町村からの受入れはしていない等)
- (3) 入園申込みの受付開始日および締切日
- (4) 入園申込書類は牛久市の様式を使用しますが、その他に希望先の市区町村で独自に指定する提出書類があるか？

★申込みの流れ



| | | | |
|---|-----|------|--|
| ① | 申込み | 申込先 | 牛久市役所保育課 |
| | | 申込締切 | 希望先の市区町村が定める締切日の10日前 |
| | | 申込書類 | 牛久市の申込書類【牛久市保育課窓口で確認してください】 * 転出の方は、下記《他市区町村へ転出予定で、申し込む場合》を参考に追加書類を添付 希望先市区町村での必要書類があれば追加してください。 |



| | | |
|---|----|--|
| ② | 協議 | 牛久市が申込書類を確認し、希望保育施設のある市区町村へ送付(協議)します。 協議先の市区町村が選考を行います。 |
|---|----|--|



| | | |
|---|----|---------------------------|
| ③ | 回答 | 協議先の市区町村から、牛久市に選考結果が届きます。 |
|---|----|---------------------------|



| | | |
|---|-------|---|
| ④ | 結果の通知 | 牛久市から保護者へ選考結果を通知します。(転出前・転出予定のない方) * 結果通知前に転出された方は、転出先の市区町村から結果を送付します。 |
|---|-------|---|

《他市区町村へ転出予定で、申し込む場合》

- ◎ 「転入先のわかる書類」→転入先市区町村で確認
- ◎ 入園希望月の前月末日までに、住民票の異動手続き行ってください。手続き後、転入市区町村の保育施設入園担当課で、あらためて申込手続きをお願いいたします。

《他市区町村へ転出予定がない場合》

- ◎ 希望保育施設のある市区町村のお子さんが優先で選考されますので、ご了承のうえ申込み下さい。
- ◎ 他市区町村の保育施設の利用は単年度契約です。翌年度も継続して利用できるとは限りません。
(希望する市区町村が受入できない状況であれば、継続入所ができない場合があります。)